告示

埼玉県告示第七百五十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十五号金額の欄イ及び同項第百二十七号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十八号金額の欄イ及び同項第百三十号金額の欄イ」に改める。

ed324a6cba3f991d6ed70add5d7a3356